

【申請の手引き】

宿泊施設における安全・安心向上支援補助金

—防犯カメラ等設備導入の支援—

1 宿泊施設における安全・安心向上支援補助金とは

都内のホテル、旅館等の宿泊施設が行う、防犯カメラ等設備の導入を支援することにより、宿泊施設における安全・安心の向上を図ることを目的としています。

補助対象施設： 都内のホテル、旅館、簡易宿所
(⇒ 詳細は「2 補助対象施設」(2ページ)を御確認ください)

補助対象事業： 施設内における防犯カメラ等設備の設置
(⇒ 詳細は「4 補助対象事業」(3ページ)を御確認ください)

補助対象経費： 補助事業に係る経費
(⇒ 詳細は「5 補助対象経費」(3ページ)を御確認ください)

補助額： 補助対象経費の2分の1以内、1施設あたり90万円を限度
※ 1施設あたり最大2か所、同一年度に1回限りとします。

募集期間： 平成30年4月2日(月)から平成31年3月29日(金)まで
※郵送の場合、当日消印有効
※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
受付終了の場合は、東京観光財団ホームページにてお知らせいたします。

申請方法： 申請に必要な書類(5ページ参照)を郵送または持参により下記まで提出してください。

【申請受付窓口・お問合せ先】

公益財団法人 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課

住所： 〒162-0801 東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階

電話： 03-5579-8463(直通) F A X： 03-5579-8785

受付時間： 9時00分～17時45分 ※土・日・祝祭日・年末年始を除く。

※補助金の相談に来所されたい場合は、事前にご連絡ください。

交付申請時の提出書類

補助金交付申請時は、以下の書類を御提出ください。なお、見積や申請に際しては、防犯カメラを複数台導入する場合、補助対象経費が明確に分かれるようにしてください。

- 交付申請書（第1号様式）（別紙1補助事業計画書）
 - 誓約書（第2号様式）
 - 申請書に使用した印鑑の印鑑証明書
※ 申請日以前3箇月以内に発行されたものに限りです。
 - 商業登記簿謄本(法人の場合) / 住民票(個人の場合)
※ 申請日以前3箇月以内に発行されたものに限りです。
 - 社歴書(法人の場合) / 経歴書(個人の場合)
※ 書式は任意とします。
 - 最近2期の貸借対照表、損益計算書(法人の場合) / 最近2期の税務署による收受印を確認できる税務申告書類の写し(個人の場合)
※ 新規創業の場合は創業計画書、事業計画書を提出してください。
 - 納税証明書(法人税<その1>又は事業税)(法人の場合) / 納税証明書(所得税<その1>又は事業税)(個人の場合)
※ 税務署または都税事務所発行の直近のもの。
 - 整備前後の図面・展開図
 - 補助事業に係る設置・施工前の写真
 - 工事仕様書(購入機器のカタログ、実施する工事内容等)
※ 無線等によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できない仕組みを明記すること。
 - 工事工程表
 - 経費の積算明細書又は見積内訳書
 - 補助対象設備の設置・運用方法を定めた規約(6ページ参照)
 - 宿泊者向けパンフレット(施設の概要がわかるもの。ホームページのコピー可)
 - 委任状
※ 必要に応じて。書式は任意とします。
 - 旅館業営業許可書(写し)
※ 管轄保健所が発行した営業の種別が記載されているもの。
記載事項に変更がある場合は、現況と同一となるよう、変更届の写し等も添付すること。
※ 補助金申請後に許可を受ける予定のものについては、許可申請書(写し)を提出し実績報告時まで提出すること。
 - その他必要に応じて提出を依頼するもの
- ☆ 運用基準(規約)は以下の事項を全て満たす規定を作成し、提出してください。
なお、施設が所在する区市町村に、独自の防犯カメラ運用基準があり、街頭カメラだけでなく施設内の防犯カメラの運用も適用になる場合、自治体独自の基準に準じた規約を定めること。